横手市建設工事入札参加資格申請書　提出要領

令和９・１０年度において、横手市が発注する建設工事の入札（見積）に参加を希望する方は、次により申請してください。

※申請受付期間終了後、登録工種の追加申請については市内・準市内業者のみ受付ます。

※本店、支店の両方を登録することはできません。

※市の発注工事では入札参加資格の有無に関係なく下請け業者になることができます。

＜用語説明＞

市内業者・・・　横手市内に本社を有する者

準市内業者・・・横手市内に契約権限を委任された営業所等を有する者

市外業者・・・　市内業者、準市内業者以外の者

１．入札参加資格要件

入札に参加を希望する方の資格要件は、次のとおりです。

①地方自治法施行令第１６７条の４に該当しないこと

②申請する工種において必要な建設業許可を受けていること（建設業法第３条第１項）

③建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は第１５条第２号イ若しくはハのいずれかに該当する常勤の技術者が２名以上いること

④建設業法第２７条の２３第１項の規定により経営事項審査を受け、同法第２７条の２９第１項の規定により資格審査を申請する工種ごとの総合評定値及び完成工事高の記載がある通知を受けていること

⑤建設業法第２８条第３項の規定による営業停止の処分を現に受けている者でないこと

⑥申請日において、申請する営業所等で引き続き１年以上営業していること

⑦市税、国税及び社会保険料に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと

⑧代表者等又はその経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者でないこと

⑨横手市職員が代表者となる法人または個人の事業者でないこと

⑩社会保険等（厚生年金保険、健康保険、雇用保険）に加入していること

※法令により適用除外とされる事業所を除く。

※入札参加資格を不正に取得したことが判明した場合は、指名停止や入札参加資格の取消等の措置をとります。

※入札参加資格者名簿への登載後に上記要件を欠いた場合、名簿から削除する場合があります。

２．申請書の受付期間

令和８年12月１日（火）午前８時30分から　令和９年１月29日（金）午後５時まで

※窓口申請については、土・日曜日、祝祭日及び令和８年12月29日から
　令和９年１月３日までを除く。

３．提出及び問い合わせ

次の（１）又は（２）のどちらかの方法により申請してください。

（１）電子申請

下記URLよりアクセスし、申請してください**（令和８年12月１日より操作可能）**。

https://logoform.jp/form/eQAp/1867388

（２）窓口申請 および 郵便・宅配による申請

申請書は、次の提出先まで持参又は郵送・宅配便等により提出してください。持参する場合は、午前８時３０分から午後５時までに持参してください。

提出・問い合わせ先

〒０１３－８６０１
秋田県横手市中央町８番２号　横手市役所 本庁舎２階
横手市財務部　契約検査課　契約係
ＴＥＬ：０１８２－３５－２１６９（直通）
ＦＡＸ：０１８２－３２－４６５５

４．受付工種

次の１５工種について受付します。

工種	建設業の許可	格付上の工事内容
一般土木工事	**土木工事業、 とび・土工工事業 又はしゅんせつ工事業**	**土木一式工事（土木工作物を解体する工事を除く）、しゅんせつ工事及びとび・土工・コンクリート工事（とび工事及び法面工事を除く。）**
法面工事	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事のうち、法面工事に限る。
建築一式工事	建築工事業	**建築一式工事 （建築物を解体する工事を除く。）**
電気工事	電気工事業	建設業法＝経営事項審査の工種に同じ

給排水暖冷房 衛生設備工事	管工事業	〃
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	〃
舗装工事	舗装工事業	〃
一般塗装工事	塗装工事業	**塗装工事（路面標示工事を除く。）**
路面標示工事	塗装工事業	**塗装工事（路面標示工事に限る。）**
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	建設業法＝経営事項審査の工種に同じ
電気通信工事	電気通信工事業	〃
造園工事	造園工事業	〃
さく井工事	さく井工事業	〃
水道施設工事	水道施設工事業	〃
解体工事	**土木工事業、 建築工事業 又は解体工事業**	**土木一式工事（土木工作物を解体する工事に限る。）、建築一式工事（建築物を解体する工事に限る。）及び解体工事**

５．等級格付審査について（市内業者・準市内業者のみ）

等級格付は、市内業者及び準市内業者について行うものとし、秋田県の等級格付を参考に審査します。**ただし準市内業者にあっては、保有技術者として横手市内に契約権限を委任された営業所ごとに常時勤務する専任の技術者数**を確認のうえ等級格付（本社の県格付を上限）するものとします。

（１）資格審査

①客観的事項（客観点）

経営事項審査の総合評定値

〇総合評定値は、経営事項審査の結果通知書上部記載の「審査基準日」より１年７ヶ月以内のものであること。

〇経営事項審査の通知書に申請する工種ごとの総合評定値及び完成工事高の実績数値の記載があること。

※総合評定値及び完成工事高の記載がない場合は、その工種についての等級格付を行いません。

※「解体工事」については、次のａ及びｂを満たしていることを申請条件とします。

ａ　次の３工種のうち、１工種以上、総合評定値の記載があること

・土木一式工事

・建築一式工事

・解体工事

b　a で総合評定値の記載があった工種について、解体工事の年間平均完成工事高が１，０００万円以上であること

※年間平均完成工事高は、解体工事（建設業法）の完成工事高に、土木一式工事又は建築一式工事に整理される工作物を解体した工事に係る完成工事高を加えて算出してください。

②主観的事項（主観点）

保有技術者数（◆）

〇申請する工種について、当該工事の監理技術者又は主任技術者となり得る技術者を２名以上保有していること。（ただし、法面工事については、「のり面施工管理技術者」１名以上保有していること。）

〇申請日において、申請する工種の等級ごとに、次の表に掲げる有資格技術者を保有していること。

◆**申請日以前に３か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている専任の職員（本社又は他の営業所と兼任していない者）**について記載してください。

※（　）内はうち１級の人数

工種	有資格技術者	等級	令和 9・10 年度適用
一般土木工事	１級土木施工管理技士	A	１０名（４名）以上
	２級土木施工管理技士（土木）	B	５名（１名）以上
	１級建設機械施工管理技士 ２級建設機械施工管理技士(第 1～6 種)	C	３名　以上
法面工事	のり面施工管理技術者	A	１名　以上
建築一式工事	１級建築士	A	１０名（４名）以上
	２級建築士	B	５名（１名）以上
	１級建築施工管理技士 ２級建築施工管理技士（建築）	C	３名　以上
電気工事	１級電気工事施工管理技士	A	６名（２名）以上
	２級電気工事施工管理技士 電気主任技術者　※１ 電気工事士	B	３名　以上

給排水暖冷房 衛生設備工事	１級管工事施工管理技士 ２級管工事施工管理技士	Ａ Ｂ	６名（２名）以上 ３名　　以上
鋼構造物工事	１級土木施工管理技士 １級建築士 １級建築施工管理技士 ２級建築施工管理技士（躯体）	Ａ Ｂ	４名（２名）以上 ３名　　以上
舗装工事	１級土木施工管理技士 ２級土木施工管理技士（土木） １級建設機械施工管理技士 ２級建設機械施工管理技士(第 1～6 種) １級舗装施工管理技術者　※２ ２級舗装施工管理技術者　※２	Ａ Ｂ	１０名　　以上 ＜１級土木と１級建設機械の合計が４名以上＞ ＜舗装２名（１名）以上＞ ５名　　以上 ＜１級土木と１級建設機械のいずれかが１名以上＞ ＜舗装１名以上＞
一般塗装工事	１級土木施工管理技士 ２級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） １級建築施工管理技士 ２級建築施工管理技士（仕上げ） １級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）※１ ２級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）	Ａ Ｂ	５名（２名）以上 ３名　　以上
路面標示工事	路面標示施工技能士	Ａ	２名　　以上
機械器具設置工事	監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等	Ａ	２名　　以上
電気通信工事	監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等	Ａ	２名　　以上
造園工事	１級造園施工管理技士 ２級造園施工管理技士	Ａ Ｂ	５名（２名）以上 ３名　　以上
さく井工事	監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等	Ａ	２名　　以上

水道施設工事	１級土木施工管理技士 ２級土木施工管理技士 １級管工事施工管理技士　※３ ２級管工事施工管理技士　※３ 耐震継手配水管技能者　※３	Ａ	土木３名（１名）以上 管　３名（１名）以上 耐震継手３名　　以上
	◎１人で土木、管、耐震継手の資格を有している場合でも、水道施設工事の監理技術者又は主任技術者となり得る技術者（実務経験等）を２名以上保有している必要があります。 ◎上記技術者のほか、横手市指定給水装置工事事業者の指定を受けていることが必須条件となります。	Ｂ	土木１名　　以上 管　１名　　以上 耐震継手１名　　以上
解体工事	１級土木施工管理技士　※４ ２級土木施工管理技士（土木）　※４ １級建築施工管理技士　※４ ２級建築施工管理技士（建築）　※４ ２級建築施工管理技士（躯体）　※４ 解体工事施工技士　※５	Ａ	３名　　以上 （解体工事施工技士２名以上）

〇工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は１級扱いとします。

※１　電気主任技術者及び１級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）は１級扱いとします。

※２　うち数の技術者数を計算する場合、同一人が土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と舗装施工管理技術者の資格を有するときは、重複計算して構いません。

※３　同一人が土木施工管理技士と管工事施工管理技士、耐震継手配水管技能者の資格を有するときは、重複計算して構いません。

※４　平成２７年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は合格後解体工事に関し１年以上の実務経験がある者に限ります。

※５　うち数の技術者数を計算する場合、同一人が解体工事施工技士と他の資格を有するときは、重複計算して構いません。

〇**「耐震継手配水管技能者」**：公益社団法人　日本水道協会で実施する講習を受講し登録された者

〇**申請工種で秋田県の格付名簿に登載されていない工種については、有資格技術者数が上記に定めた人数以上を保有していても格付を行いません。（市独自格付の水道施設工事Ｂを除く）。**

〇新年度の県格付けが公表され次第、格付けに変更がある事業者宛に変更通知を順次送付いたします。

６．提出書類

提出書類の記載事項は、経営事項審査の審査基準日現在の状況を記載してください。ただし、提出までに変更があった場合は、変更後の状況で記載してください。提出後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに記載事項変更届を提出してください。

（１）電子申請

（３）に掲げる提出書類を添付してください。表中の「電子申請」欄に指定するファイル形式での提出をお願いします。押印が必要な書類については、印影のある書類を PDF 化してください。原本の提出は不要です。

（２）窓口申請 および 郵送・宅配等による申請

提出部数は１部とし、（３）の提出書類一覧の順に並べ、**Ａ４タテ判の紙ファイル（色指定なし）に綴じ、表紙及び背表紙に商号又は名称を記載してください。（申請書確認シートはファイルに綴じずに提出）**

（３）提出書類一覧（〇：必須、△：該当する場合のみ、－：不要）

「R9・10 様式集（工事）」表紙の質問に回答することで、各書類の提出要否を判定することができます。積極的にご活用ください。

※証明書類は、提出時において発行から３ヶ月以内のもの。

	書類の名称	提出区分		電子申請	備考
		市内 準市内	市外		
1	建設工事入札参加資格申請書	〇	〇	Excel	（工事様式第１号）
2	使用印鑑届	△	△	PDF	（共通様式第１号） 入札・契約に使う印鑑が、印鑑証明書の印鑑と異なる場合のみ
3	登記事項証明書又は身分証明書	〇	〇	PDF	（写し可） ＜法人＞ 登記事項証明書 （履歴事項全部証明書） ＜個人＞ 身分証明書（本籍地で発行） ※発行していない場合は不要

4	印鑑証明書	○	○	PDF	（写し可）
5	委任状	△	△	PDF	（共通様式第２号）
6	暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）	○	○	Excel	（共通様式第４号）
7	申請工種チェックシート	○	○	Excel	（工事様式第２号）
8	建設業の許可通知（写し）	○	○	PDF	
9	建設業許可関係書類	○	○	PDF	建設業許可申請の写し ①様式第１号別紙２「営業所一覧表」 ②様式第１号別紙４「専任技術者等一覧表」又は様式第８号「営業所技術者等証明書」
10	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	○	○	PDF	
11	工事経歴書	○	○	Excel または PDF	（工事様式第３号） ※経営事項審査申請に添付した工事経歴書の写しでも可。
12	資格関係書類	△	－	PDF	**法面工事、舗装工事、水道施設工事、解体工事を申請する場合に提出**
13	技術職員名簿	○	○	Excel PDF	＜市内業者・準市内業者＞ （工事様式第４号） ＜市外業者＞ 経営事項審査申請時の名簿を提出
14	横手市内営業所職員名簿	○	－	Excel	（工事様式第５号）
15	納税証明書（税務署）	○	○	PDF	（写し可） 未納の税額が無いことの証明書 法人：その３の３ 個人：その３の２
16	納税証明書（市）	○	－	PDF	（写し可） 納税証明書 （滞納がないことが確認できる証明書）
17	社会保険料納入確認書	○	○	PDF	（写し可）

	（各年金事務所等任意様式）				※未納が無いことの証明。 ※領収書不可。
18	納税状況確認同意書	○	－	Excel	（共通様式第６号）
19	申請書確認シート	○	○	Excel	（工事様式第６号）
20	等級判定シート	○	－	Excel	
21	秋田県建設工事入札参加資格審査の結果通知の写し	○	△	PDF	有効期間内のもの **（県の名簿登載者のみ）**
－	Ａ４タテ判紙ファイル	○	○	－	No.1～18、20～21 を番号順に綴じ、表紙及び背表紙に商号又は名称を記載して提出

７．提出書類の作成方法について

申請書類の作成方法及び注意点については、次のとおりです。なお、証明書類の提出については、**提出時において発行から３ヶ月以内のものとし、写しも可とします。**

（１）建設工事入札参加資格申請書（工事様式第１号）

★電子申請の場合は、「R9・10 様式集（工事）」を Excel 形式で添付してください。

①「申請者」欄

入札・契約権限を支店や営業所に委任する場合でも、申請者は本社・本店の代表者としてください。

②「委任先の事業所」欄

本社から契約権限を委任された営業所で申請する場合のみ記載してください。

※建設業許可申請時に届出された営業所でなければ受付しません。

③「指名通知書・見積提出依頼書を受領するメールアドレス」欄

紙入札（電子入札システムを活用しない入札）等にあたり、市が送信する指名通知書・見積提出依頼書の送信先を記載してください。アドレス１は、従業員の異動・退職等の影響を受けない、組織のメールアドレスとしてください。アドレス２は、ご担当者のメールアドレスでも差し支えありません。

※紙入札等の指名通知書・見積提出依頼については、令和８年度まで FAX 送信としておりましたが、令和９年度よりメールでの送信を予定しております。

※原則として電子入札システムを活用した通知を行いますが、例外的にメールで通知する場合もあるため、メールアドレスの記載をお願いするものです。

④「申請事務担当者の連絡先」欄

記載内容を確認できる申請事務担当者の連絡先について記載してください。

（２）使用印鑑届（共通様式第１号）

★電子申請の場合は、押印したものを PDF 形式（カラー）で添付してください。

入札・契約権限を支店・営業所等に委任する場合のほか、入札・契約において印鑑証明書に登録されたものと異なる印を使用する場合に作成してください。**会社印は原則不可。入札契約権限を本社以外の営業所に所属する者に委任する場合は、その長の印を使用してください。**

※印影が代表取締役之印、社長之印、△△支店長之印、営業所長之印などと印字されているもので、権限のある者の印を使用してください。

※株式会社△△印、△△会社之印などと印字されている社印等は、代表者個人を特定できないので原則不可とします。

（３）登記事項証明書又は身分証明書（写し可）

★電子申請の場合は、PDF 形式で添付してください。

●法人の場合

本社所在地を管轄する法務局が発行する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出してください。

●個人の場合

代表者本籍地の市町村で発行する身分証明書を提出してください。

※本籍地の市町村で身分証明書を発行していない場合は提出不要です。

付箋等にその旨を記載し添付（電子申請の場合は備考欄に記載）してください。

（４）印鑑証明書　（写し可）

★電子申請の場合は、PDF 形式で添付してください。

申請書に押印した実印について、法人の場合は本社所在地を管轄する法務局、個人の場合は代表者住所地の市町村が発行する印鑑登録証明書を提出してください。

（５）委任状（共通様式第２号）

★電子申請の場合は、押印したものを PDF 形式（カラー）で添付してください。

代表者が支店長、営業所長等特定の者に継続的に契約権限を委任する場合に提出して

ください。（必ず押印されたものを添付してください。）

（６）暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）（共通様式第４号）

★電子申請の場合は、「R9・10 様式集（工事）」を Excel 形式で添付してください。

「横手市暴力団排除条例」並びに秋田県横手警察署と交わした「横手市の暴力団排除に関する合意書」に基づき提出していただくものです。内容を確認し、誓約及び同意する意思を示すものとして提出してください。

この書類は、暴力団排除に関する調査が必要と認められた場合、秋田県警察に照会するため提出していただくものです。他の目的には使用しません。

本様式を提出しない場合、又は秋田県警察による照会の結果、暴力団等に該当する、又はかかわりがあると認められる場合は、申請受付を行いません。また、受付、登録後であっても前述の事実が認められた場合は、参加資格を取消します。

（７）申請工種チェックシート（建設工事）（工事様式第２号）

★電子申請の場合は、「R9・10 様式集（工事）」を Excel 形式で添付してください。

①「申請工種」欄

申請する工種に〇をつけ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている総合評定値（Ｐ）及び年間平均完成高を入力してください。また、申請工種ごとに、秋田県による格付等級を入力してください（格付を受けていない場合は「無」を選択）。

※登録を希望する工種について、総合評定値及び完成工事高の記載が無い場合登録出来ません。

※格付を行わない市外業者についても、登録に必要な完成工事高は、「５．等級格付審査についてー（１）ー①」の基準を準用します。

※市内・準市内業者については、申請工種について秋田県による格付を受けていない場合、名簿に登載することができません（水道施設工事Ｂを除く）。

●一般土木工事については、土木一式工事（土木工作物を解体する工事を除く）、とび・土工・コンクリート工事のうち土工コンクリート工事等、しゅんせつ工事の完成工事高を加えた完成工事高を記入してください。

●法面工事については、とび・土工・コンクリート工事のうち法面工事の分のみの完成工事高を記入してください。

●一般塗装工事と路面標示工事については塗装工事の完成工事高を分別して計上してください。

●解体工事を申請する場合は、総合評定値の記載がある土木一式工事又は建築一式工事のうち解体工事分がある場合は「うち解体工事分」の欄に完成工事高を記入してください。

②「建設業許可」欄

大臣・知事の別、一般・特定の別、許可番号、有効期間を記載してください。

③「経営事項審査」欄

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載された審査基準日を「審査基準日」欄に、審査基準日から１年７ヶ月後の前日を「有効期間満了日」欄に記載してください。

④「横手市指定給水装置工事事業者」欄

指定番号を記載してください。なお、この欄は、**水道施設工事を申請する市内業者、準市内業者のみ記載してください。**

⑤「有資格技術者確認表」欄　**★市内・準市内業者のみ記載してください**

技術職員に係る資格の種類ごとに、経営事項審査の審査基準日現在の人数を記入してください。ただし、提出までに変更があった場合は、変更後の状況で記載してください。この場合において同一系統の資格については、次の方法により記入してください。

取得している資格		記入する資格
１級土木施工管理技士	１級建設機械施工管理技士	１級土木施工管理技士
２級土木施工管理技士（土木）	２級建設機械施工管理技士	２級土木施工管理技士（土木）
１級建築施工管理技士	１級建築士	１級建築施工管理技士
２級建築施工管理技士（建築）	２級建築士	２級建築施工管理技士（建築）
電気主任技術者	第二種電気工事士	電気主任技術者
１級電気工事施工管理技士	電気工事士	１級電気工事施工管理技士
２級電気工事施工管理技士	電気工事士	２級電気工事施工管理技士

一般塗装工事を申請する場合

取得している資格	記入する資格
１級土木施工管理技士　１級建築施工管理技士 ２級　〃　（鋼構造物塗装）２級　〃（仕上げ） １・２級塗装技能士（建築塗装） １・２級塗装技能士（鋼橋塗装）	左に掲げる資格のうち 有資格技術者の保有基準上の上位資格いずれか一つを記入 ただし、１級塗装技能士（建築・鋼橋）と２級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）あるいは２級建築施工管理技士（仕上げ）の両方を保有している場合は、１級塗装技能士（建築・鋼橋）を記入

舗装工事を申請する場合

取得している資格	記入する資格
舗装施工管理技術者が 土木施工管理技士（１級・２級（土木））、建設機械施工管理技士（１級・２級）と ①重複しない場合 ②重複する場合	①、②それぞれ分けて記入

解体工事を申請する場合

※「うち解体」の欄については、解体工事の技術者として「工事様式第４号技術職員名簿」の解体講習等に〇を付けた人数を計上してください。ただし、１人で複数の資格を保有している場合は、いずれか１つを選択し計上してください。（重複記入は出来ません。）

取得している資格	記入する資格
解体工事施工技士が 解体工事における他の資格（土木施工管理技士等（平成２７年度以前の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は解体工事に関し１年以上の実務経験がある者に限る））と ①重複しない場合 ②重複する場合	①、②それぞれ分けて記入

（８）建設業の許可通知（写し）

★電子申請の場合は、PDF 形式で添付してください。

（７）に記載した建設業の許可通知の写しを提出してください。

（９）建設業許可関係書類

★電子申請の場合は、PDF 形式で添付してください。

建設業許可申請に添付した次の資料の写しを提出してください。

①様式第１号別紙２「営業所一覧表」

②様式第１号別紙４「専任技術者等一覧表」又は様式第８号「営業所技術者等証明書」

（１０）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

★電子申請の場合は、PDF 形式で添付してください。

①申請日時点において、有効かつ最新の通知書の写しを提出してください。

※当該書類の有効期限は、通知書の右上部に記載された「審査基準日」より１年７ヶ月以内です。

②申請する工種の完成工事高の欄に実績数値の記載がない場合は、登録となりません。

（１１）工事経歴書（工事様式第３号）

★電子申請：①の場合は Excel 形式、②の場合は PDF 形式で添付してください。

①経営事項審査における完成工事高と一致する工事経歴について、参加を希望する工種ごとに作成してください。

②経営事項審査申請に添付した工事経歴書の写しを提出しても構いません。

（１２）資格関係書類 **★市内・準市内業者で該当する場合のみ提出**

★電子申請の場合は、PDF 形式で添付してください。

この書類は、法面工事、舗装工事、水道施設工事、解体工事を申請する市内業者、準市内業者のみ提出してください。

＜法面工事＞

①（１１）に記載した工事のうち、法面工事に該当する実績だけ別葉にした工事経歴書

（工事様式第３号）を作成してください。
②のり面施工管理技術者資格者証（写し）を添付してください。

＜舗装工事＞
舗装施工管理技術者資格者証（写し）を添付してください。

＜水道施設工事＞
配水管技能者登録証（写し）を添付してください。

＜解体工事＞
①（１１）に記載した工事のうち、解体工事に該当する実績だけ別葉にした工事経歴書（工事様式第３号）を作成してください。
②解体工事施工技士資格者証（写し）を添付してください。
※有効期限の記載がある登録証の写しでも可とします。
③平成２８年度以降に実施された技術検定の合格者にあっては合格証明書（写し）、平成２７年度以前に実施された技術検定の合格者にあっては登録解体工事講習の修了証（写し）又は当該技術検定の合格後解体工事に関し１年以上の実務の経験を有することを証する書面を添付してください。

（１３）技術職員名簿（工事様式第４号）

★電子申請の場合は、「R9・10 様式集（工事）」を Excel 形式で添付してください。

申請する工種において、申請する本社又は営業所に２名以上技術者が配置されていない場合、登録は行いません。（のり面施工管理技術者は１名以上）

①市内業者・準市内業者（様式第４号）
申請する営業所で、申請日以前に３か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている専任の職員（本社又は他の営業所と兼任していない者）について記載してください。この名簿は、建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は第１５条第２号イ若しくはハのいずれかに該当する者について記載してください。

②市外業者
経営事項審査申請に添付した技術職員名簿を提出してください。

（１４）横手市内営業所職員名簿（工事様式第５号） **★市内・準市内業者のみ提出**

★電子申請の場合は、「R9・10 様式集（工事）」を Excel 形式で添付してください。

申請する営業所で、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている専任の職員（本社又は他の営業所と兼任していない者）で技術職員以外の職員も含む**全職員**について記載してください。

①「建設業許可に係る専任技術者」欄

この欄には、建設業許可における、その営業所の技術的総括責任者である専任技術者について記載してください。該当者の欄に担当する工種の略号を記載してください。

②「技術・事務職区分」欄

該当する方を〇で囲んでください。

（１５）納税証明書（税務署）（写し可）

★電子申請の場合は、PDF 形式で添付してください。

本社所在地管轄の税務署で発行する「未納の税額が無いことの証明書」**（個人の場合は「その３の２」、法人の場合は「その３の３」）**を提出してください。

（１６）納税証明書（市）（写し可）**★市内・準市内業者のみ提出**

★電子申請の場合は、PDF 形式で添付してください。

横手市財務部収納課又は各地域局税務窓口にて発行する「納税証明書（滞納がないことが確認できる証明書）」を提出してください。窓口で申請する際には理由に「横手市入札参加資格申請のため」と記載して申請してください。

（１７）社会保険料納入確認書（各年金事務所等任意様式）（写し可）**※参考様式有**

★電子申請の場合は、PDF 形式で添付してください。

①管轄する年金事務所等で「健康保険料」、「厚生年金保険料」、「子ども子育て拠出金」について（個人事業主の方で社会保険への加入が適用除外である場合は「国民年金」のみ）**未納が無い**旨の確認（証明）を受け提出してください。なお、別に健康保険組合等に加入し健康保険料を納付している場合は、参考様式に準じた内容の任意様式で当該組合等から**未納が無い**旨の確認を受け提出してください。

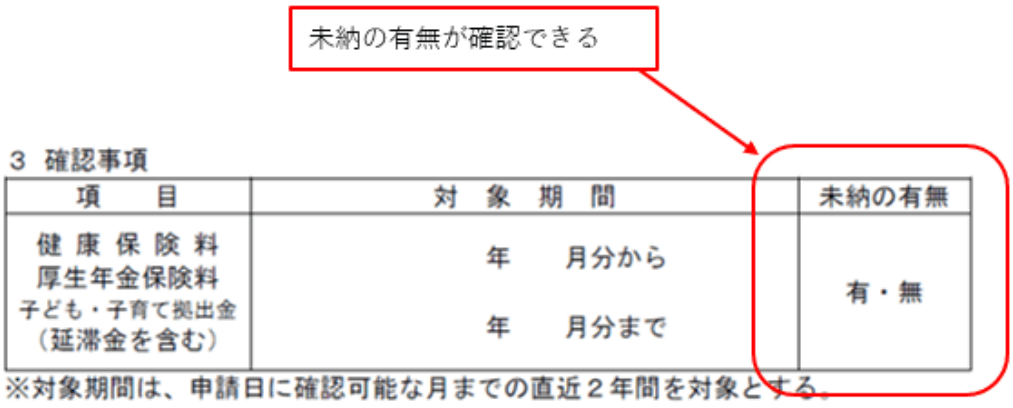
②証明書の申請日に証明可能な月から直前２年間分の未納の有無を確認します。

※保険料納付額のみ記載または納付の領収書等の添付では受付しません。

※個人事業主の方で社会保険への加入が適用除外であり、年齢要件のため国民年金の被保険者に該当しなくなってから２年以上経過している場合は提出不要です。

【様式例】

ＯＫ例（参考様式）



ＮＧ例



（１８）納税状況確認同意書（共通様式第５号）　**★市内・準市内業者のみ提出**

★電子申請の場合は、「R9・10 様式集（工事）」を Excel 形式で添付してください。

「横手市建設工事等入札制度実施要綱」、「横手市建設工事等の指名の基準に関する運用基準」及び「横手市建設工事等条件付き一般競争入札制度実施要綱」に基づき提出していただくものです。内容を確認し、同意する意思を示すものとして提出してください。この書類は入札における参加資格審査のために利用するものであり、それ以外の目的には使用しません。

※納税状況確認同意書を提出しない場合、入札に参加出来ない場合があります。

（１９）申請書確認シート（工事様式第６号）

この申請書確認シートにより申請者自ら書類を確認し、記載漏れ及び添付漏れ等がないよう提出してください。

（２０）等級判定シート **★市内・準市内業者のみ提出**

★電子申請の場合は、「R9・10 様式集（工事）」を Excel 形式で添付してください。

等級格付を行うための補助シートです。市役所で活用する様式のため、申請者は入力・修正等をせずに提出してください。
※表示された等級での格付を約束するものではありません。

（２１）秋田県建設工事入札参加資格審査の結果通知の写し

★電子申請の場合は、PDF 形式で添付してください。

秋田県の名簿登載者については、秋田県建設工事入札参加資格審査の結果通知の写しを提出してください。（有効期間が令和 9 年 4 月 30 日までのもの）

※企業合併等により、合併等に伴う入札参加資格の調整措置等結果通知書の交付を受けている場合はそちらを提出してください。（有効期間が令和 9 年 4 月 1 日以降も有効であるもの）

８．参加資格の有効期間及び格付結果の公表

参加資格の有効期間は、令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日とします。

今回より、個別の結果通知は行わないこととします。市内・準市内業者の格付結果は、３月下旬を目途に市ホームページにて一括して公表いたします。

※登録資格を満たしていない場合は個別に通知します。

また、個別の結果通知を必要とする場合は、市ホームページへ結果を公表後、個別通知の発行申請をしてください。申請フォームは結果公表と同時に公開いたします。